

令和7年度 相談支援従事者指導者養成研修

ヤングケアラー支援について

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「ヤングケアラー支援ガイドラインの策定に向けた調査研究」より

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
吉田 展章

これまでのヤングケアラーに係る調査研究事業など

【子ども・子育て支援推進調査研究事業】

株式会社日本総合研究所.(令和4年3月) ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社.(令和3年3月) ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書

野坂祐子.(令和2年3月) 児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する研究調査
わたしに何が起きているの？支援者用ガイド

有限責任監査法人トーマツ.(令和4年3月) 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究(多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)

有限責任監査法人トーマツ.(令和5年3月) ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究(ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック)

有限責任監査法人トーマツ.(令和5年3月) 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究(児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き)

「ヤングケアラー支援ガイドラインの策定に向けた調査研究事業」

ヤングケアラー支援ガイドライン

【 目的及び概要 】

本ガイドラインは、ヤングケアラー支援の担当部署(以下、「担当部署」という。)において、各自治体のヤングケアラー支援の流れ、役割分担を整理するなどの支援体制の振り返り及びヤングケアラー支援を充足させるための検討の一助にさせていただくことを目的としています

ヤングケアラー支援における、「気づく」、「情報集約」、「支援調整・具体的支援」、「地域での見守り」等の各段階における重要なポイント等を集約した内容となっています

家庭センターでの活用を措定してあるが、各自治体における現在のヤングケアラー支援の振り返りを行いながら、さらなる+αの取組を検討するための契機として活用できるものとなっています
(振り返りシートの活用)

「ヤングケアラー支援ガイドラインの策定に向けた調査研究事業」

ヤングケアラー支援ガイドライン

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が明記されました。

18歳以上のヤングケアラーも支援対象として含められたことを踏まえ、**18歳以上のヤングケアラー支援の概要や、18歳未満のヤングケアラーへの支援との相違点等を整理**したほか、

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について(ヤングケアラー関係)

(こ支虐第265号 令和6年6月12日)(施行通知)で主に市区町村の役割とされた実態調査の方法例なども掲載しています。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/information/youngcarer-guidelines.html>

【 目次 】

- はじめに
- 第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識
- 第2章 ヤングケアラーの支援
- 第3章 ヤングケアラーの支援体制
- 資料編 (別添)参考資料:**仮想事例集**

ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。

一般的にこどもが家庭内での役割として担う「お手伝い」と比較して、ヤングケアラーは、こどもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っています。

ヤングケアラーとは



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出所：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

ヤングケアラーの支援対象を考える

ヤングケアラーの定義中の「過度に」について、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について(ヤングケアラー関係)

(こ支虐第265号 令和6年6月12日)(以下、「施行通知」という。)では、「こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す」としています。

支援対象を判断する際には、一人一人の客観的な状況と主観的な受け止めを踏まえ、最善の利益に基づき個別に判断することが重要とされています。

客観的な状況とは、単にこども・若者が担うケアの時間数の多寡で判断するのではなく、本人に表出している影響(普段より元気がない、表情が暗いなど)や生活状況の変化(登校状況や生活態度が変わったなど)を含めて判断することが大切です。

ヤングケアラーのとらえ方・支援者としての姿勢

ヤングケアラー支援は、「かわいそうなこども・若者を助ける」というものではありません。ケアが必要な家族と一緒に暮らす状況は誰にでも起こり得るものであり、こども・若者がその中でケアを担う状況が生じることもあります。

そのため、こども・若者が過度な負担や責任を負ったり、ケアを受ける家族が悪者になることのないよう、社会や大人が、こども・若者と家族を支える姿勢を持つことが重要です。

また、こども・若者がおかれている状況や、ケアを担うことに対する考え方は多様で、一人一人が複雑な感情の中でケアを行っている様子も見受けられます。そのため、ヤングケアラー支援では、当事者の気持ちや意向、ペースに丁寧に寄り添うことが求められます。家族全体にとってよりよい支援の方向性を模索しながら、家族に関係する支援関係者と連携調整を図り、中長期的に支援していく姿勢が大切です。

ヤングケアラーの支援と障害児者相談支援

○社会的な背景や時代の変化に伴い、支援や相談、置かれている状況が変わってきてはいないか？

- ・家庭で、学校で、地域で、事業所で、社会の中で何が起きているのだろうか？
- ・家庭環境の問題？ 障害の問題？ ≠ 地域の問題 社会の問題

「気づく」「情報集約」 = 「インテーク」「アセスメント」

「支援調整 具体的支援」= 「見立て」と「手だて」

「地域での見守り」 = 「体制づくり」「地域づくり」

ヤングケアラーの一般的な支援の流れ

○気づき

- ・支援が必要となる可能性のある子どもに「気づく」

○情報集約

- ・窓口となる担当部門に、支援が必要なヤングケアラーの情報を集約する

○支援調整・具体的支援

- ・支援担当部門、機関がケースを受理してから、関係機関との支援調整の上、支援開始(経過観察を含む)

○地域での見守り

- ・身近な関係機関において見守りを継続し、状況変化に対応する

ヤングケアラーの一般的な支援の流れ と 相談支援

○ 気づき(相談支援体制とインテーク)

・ご本人やご家族からの発信が困難な状況が多い

➡ **SOS**が発信できる環境づくり

・ご本人やご家族が困っていない、困っているという認識がない

➡ 気づける大人、気づける機関、気づける人、を増やす

・色々な機関や支援者など多くの人に関わっている、もしくは孤立してしまっている、がゆえに気づきにくい

ヤングケアラーの一般的な支援の流れ と 相談支援

○ 情報集約(アセスメントとニーズ整理)

- ・担当部署、担当窓口、が不明瞭
- ・社会資源の掌握と地域の掌握
- ・個人情報や家庭の情報の集約について
- ・主観的な情報と客観的な情報

ヤングケアラーの一般的な支援の流れ と 相談支援

○ 支援調整・具体的支援（見立てと手だて）

- ・社会資源の掌握と地域の掌握（活用できる資源やサービス）
- ・チームアプローチ（同職種連携と多職種連携）
- ・インフォーマルサービスの活用
- ・サポートプランの活用

ヤングケアラーの一般的な支援の流れ と 相談支援

○ 地域での見守り(相談支援体制)

- ・重層的相談支援体制に向けて
- ・地域包括ケアの在り方に向けて
- ・成長と変化 見守りと監視 個と集団 (ニテヒナルモノ)
- ・地域づくり(個別支援の積み重ね)

18歳以上のヤングケアラー支援

○ 18歳以上のヤングケアラー支援の概要

ヤングケアラーが担う家族のケアは、こどもが18歳になったからといって終わるものではなく、ケアが続く場合には、児童期からの困難に加え、就職先の選択や、収入を自分の生活のために使うこと、自分らしい人生を歩むことなどにも影響が出ることがあります。

また、要対協の登録対象ではなくなることや、学校等の所属先がなくなる場合があるなど、18歳未満の時との差異に留意したうえで、子ども・若者支援地域協議会とも連携をするなどして、年齢による切れ目なく支援を行うことが求められます。

ヤングケアラーに係る制度（障害分野）

○ 加算

医療・保育・教育機関等連携加算

ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の児童福祉に係る専門機関、ヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者等と面談を行った場合にも算定できる

集中支援加算

ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、ヤングケアラーの通う教育機関等の主催する会議へ参加する場合にも算定できる

ヤングケアラーに係る制度(障害分野)

○ サービス提供時における留意点

介護給付費等の支給決定に当たっては、子どもがいる家庭において、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう留意するとともに、特に子どもが主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮すること

ヤングケアラーが障害のある親に代わって行う家事・育児等についても、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれること

ヤングケアラーに係る制度(障害分野)

○ 研修、マニュアル、等

相談支援従事者研修、相談支援従事者主任研修の標準カリキュラムの科目中にヤングケアラーの概念、ヤングケアラーに気づくための着眼点や対応する上で配慮する事項等について追加することを検討

こども家庭庁支援局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

「相談支援従事者研修事業実施要綱」

「相談支援従事者主任研修事業実施要綱」にてカリキュラムに含む

ヤングケアラーに係る制度(障害分野)

○ 通知、事務連絡

令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」

令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害者総合支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」

ヤングケアラー支援マニュアルの活用について

○地域での活用について

- ・地域を知るためのツールとして
- ・多職種多領域にまたがる連携ツールとして
- ・重層的(包括的)相談支援体制の構築へ向けたツールとして
- ・地域での研修ツールとして
- ・相談支援の拡充と質の向上のツールとして

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

図表 33 : ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及び役割例

通番	分野	機関名	機能及び役割例
1	児童 福祉	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 要保護児童対策地域協議会は要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。 ◇ 構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
2		市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 (要保護児童対策地域協議会を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民に身近な市区町村において、子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。 ◇ 関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、行政が提供する福祉サービスにつなげる等の役割を担う。
3		児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則 18 歳未満の子どもに関する相談について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々等、広く受け付けている。 ◇ 関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

4	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none">◇ 児童福祉法に基づいた子どもと家庭の専門相談機関。◇ 心理療法等も行う。◇ 18歳までのすべての子どもと、子どもがいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。
5	子ども子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none">◇ ヤングケアラーのきょうだいの保育サービス支援として、放課後児童クラブ・児童館の利用調整を行った事例あり。
6	指定障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">◇ 障害児通所支援を利用する障害児について、障害児支援利用計画の作成等を行う。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

7	児童 福祉・ 教育	ヤングケアラーと 思われる子どもや そのきょうだいを通 う保育所や認定こ ども園、幼稚園	<ul style="list-style-type: none">◇ 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機関。地域における子育て支援も行う。◇ ケア対象者であるきょうだいに対する保育所の利用調整を行いヤングケアラーの負荷軽減につなげた事例や、ヤングケアラーである子どもが通う学校とケア対象者であるきょうだい児が通う保育所の情報共有により状況把握をスピーディーに行うことができた事例あり。
8	教育	市区町村の 教育委員会	<ul style="list-style-type: none">◇ 都道府県及び市区町村等におかれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を行う。◇ 学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

通番	分野	機関名	機能及び役割例
9	教育	ヤングケアラーと 思われる子どもや そのきょうだいの通 う学校	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒に計画的・組織的に教育を施す機関。 ◇ 学校ではヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだい本人と日常的に接する機会があり、見守りの他、外部の関係機関との情報共有等を行い、関係機関と連携して支援につなげた事例あり。 ◇ 学校には教員や養護教諭の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う。
10		市区町村の 障害福祉部門	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害福祉サービス等の支給決定など、障害者総合支援法等に基づき、地域の障害保健福祉施策を担う。 ◇ ヤングケアラー本人またはケアをしている対象者に障害がある場合の支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所と他機関とのパイプ役を担う事例あり。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

11	障害 福祉	基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的・総合的な相談支援や地域の相談支援事業所等のバックアップ等の業務を行う。 ◇ ヤングケアラー本人やケアをしている対象者に対する福祉サービスの利用調整、他機関と連携しての自宅訪問、各機関との連絡調整を行った事例あり。
12		指定特定相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害福祉サービス等を申請した障害児者について、サービス等利用計画の作成等を行う。 ◇ ヤングケアラーの家庭の家事・掃除の援助をした事例あり。
13		指定一般相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。また、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援も担う。 ◇ 家庭児童相談室と連携し、体調不良となったヤングケアラーを医療保護入院につなげた事例あり。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

14		障害者相談支援事業担当部署 (市区町村が直接実施している場合と市区町村が相談支援事業所に委託している場合あり)	<ul style="list-style-type: none">◇ 障害のある人の福祉に関する様々な事柄について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。◇ 自治体関係部署や関係機関と役割分担をしてヤングケアラー支援を行った事例あり。
15	高齢者福祉	市区町村の高齢者福祉部門	<ul style="list-style-type: none">◇ 高齢者福祉事業、介護予防、認知症対策、総合事業等の様々な高齢者福祉施策を行う。◇ ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する支援を行うとともに、介護支援事業者と他機関とのパイプ役を担う事例も見られた。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

通番	分野	機関名	機能及び役割例
16	高齢者 福祉	地域包括支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市区町村が設置する機関。 ◇ ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する介護サービスの利用調整、家庭状況の把握を行う。各機関との連絡調整を行った事例あり。
17		指定居宅介護 支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護保険によるサービスを適切に利用するために、居宅サービス計画の作成・居宅サービスを提供する事業所等との連絡調整等を行う。 ◇ 要介護高齢者等への支援の中で、ヤングケアラーの家庭状況の把握事例あり。
18		市区町村の 母子保健部門や 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 健康相談、保健指導等、地域保健に関する事業を地域住民に行う。 ◇ 関係機関とともに家庭訪問や乳児の指導や見守り時に子どもの様子や家の中の様子を把握し、必要に応じて関係機関と情報の共有や行政サービス、医療との連携を図る。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

19	その他 福祉	市区町村の 生活福祉部門	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する施策を行う。 ◇ 生活保護の認定や他機関と共同して家庭訪問やフリースクール利用につなげた事例あり。
20		福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。 ◇ 援護などを必要とする人の家庭を訪問したり、面接によって本人の状況を調査し、保護措置の必要の有無及びその種類を判断したりするほか、生活指導などを行う。また、ヤングケアラーの保護者への就労支援、生活保護等の経済的支援の検討、親と子のそれぞれに必要な支援、家庭訪問等様々な支援を担う。

参考資料・1 関係機関の機能及び役割

21		婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等の DV 被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体	<ul style="list-style-type: none">◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行う。◇ 保護者の課題を解決することがヤングケアラーを支援することにつながることから、母子を父の DV から避難させるために緊急一時避難所で保護した事例あり。
22	医療	病院・診療所	<ul style="list-style-type: none">◇ 医師または歯科医師が医療の提供を行う機関。◇ 体調不良となったヤングケアラーを児童相談所からの依頼を受けて一時保護した事例、ヤングケアラーのケア対象者のレスパイト入院やケア対象者である保護者に対応する往診、訪問看護、主治医から他機関に対する支援方法の助言等、様々な連携事例あり。

参考資料・2 サービス提供例

図表 15： ケース別のサービス提供例

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 居場所の提供 (子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等) ◇ ケア対象者のレスパイト入院 ◇ 子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ◇ 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) (本人利用等)
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ヤングケアラー同士のピア・サポート ◇ 家族会 (障害等により様々に存在) ◇ オンラインサロン
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ カウンセリング ◇ 養護教諭、学校医による相談対応 ◇ 医療サービス
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等) ◇ ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等) ◇ 保育所の利用調整 ◇ 放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ◇ 乳児の一時預かり<保育所等> ◇ 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) (幼いきょうだいの利用等)

参考資料・2 サービス提供例

5	日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家事支援（ファミリー・サポート・センター等） ◇ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業 ◇ 食事の提供 （フードバンクの利用、子ども食堂、NPO 法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等） ◇ 日用品の提供（経済困窮のため） ◇ 自宅の清掃（関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等） ◇ 制服やカバンの支給 ◇ 金銭管理支援 ◇ 行政手続きの支援（自立支援関係手続等）
6	学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校（学校と地域が連携して行う活動を含む）、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ◇ 教育支援センターやフリースクールの利用 ◇ 生活困窮世帯の子ども学習支援 ◇ 進路相談
7	人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ キャリアカウンセリング ◇ 児童家庭支援センターへの相談 ◇ ヤングケアラー同士のピア・サポート（年上の世代との交流） ◇ 学校の担任への相談

参考資料・2 サービス提供例

8	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	◇ 介護保険サービス (在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	◇ 障害福祉サービス等 (居宅介護(家事援助を含む)の利用、通所事業所、施設入所等) ◇ 訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合) ◇ 自立支援医療
10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	◇ 訪問看護を含む医療サービス ◇ 通院サポート ◇ レスパイトケアを目的としたショートステイ

参考資料・2 サービス提供例

11	経済的支援（経済的自立） が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">◇ 生活保護受給◇ 生活困窮者自立支援機関の支援制度（経済面、居住確保）の活用◇ 自治体の補助金の活用◇ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給◇ 教育委員会の就学援助制度の活用◇ 奨学金の活用◇ 就労支援（家族からの子どもの自立、親の就労支援等）◇ 障害年金受給◇ 傷病手当金受給
----	------------------------	---

参考資料・2 サービス提供例

12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">◇ 行政等の通訳サービス◇ 外国語による情報発信◇ 翻訳ツールの提供
13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">◇ 行政等の手話通訳派遣サービス◇ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供
14	生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none">◇ 母子生活支援施設への入所◇ 里親委託◇ 成年後見人手続きの実施